

動物愛護管理行政の最近の動向について

動物の愛護及び管理に関する法律の歩み

昭和48年「動物の保護及び管理に関する法律」制定（全13条）

- ・保護動物の虐待・遺棄の防止、動物愛護思想の普及啓発、動物による人や財産への侵害の防止
 - ・自治体による引取りの義務化
- ※殺傷を含む虐待・遺棄3万円以下の罰金（保護法益は、「動物を愛護する気風という良俗」）

平成11年「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更・大幅改正（全31条）

- ・名称と法目的変更（保護→愛護）、基本原則に「動物は命あるもの」を明記。
 - ・動物取扱業の規制（哺乳類、鳥類、爬虫類を取扱う業者に対する届出制の導入等）
 - ・飼い主責任の追加
 - ・殺傷、虐待、遺棄の対象に爬虫類を追加。罰則の強化 など
- ※みだりな殺傷1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を新設、虐待・遺棄3万円以下の罰金から30万円以下の罰金に強化

平成17年 一部改正（全50条）

- ・動物取扱業の規制強化（届出制から登録制等）
 - ・特定動物（危険動物）の飼養許可制の導入
 - ・罰則の強化 など
- ※虐待・遺棄50万円以下の罰金、動物取扱業の無登録営業30万円以下の罰金

平成24年 一部改正（全65条）

- ・法目的に「人と動物との共生」等を追記。
 - ・終生飼養の明文化
 - ・動物取扱業の規制強化（販売時の対面説明・現物確認の義務化、犬猫等販売業規制等）
 - ・自治体による引取り義務の例外（引取りを拒否できる規定）を追加
 - ・罰則の強化 など
- ※みだりな殺傷2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、虐待・遺棄100万円以下の罰金、動物取扱業の無登録営業100万円以下の罰金

☆昭和48年の法制定及び過去3回の法改正は、いずれも議員立法による。

動物の愛護及び管理に関する法律の概要①

目的

【動物の愛護】動物愛護の気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を涵養

【動物の適正な管理】動物による人の生命、身体及び財産への侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止

【社会づくり】人と動物が共生する社会の実現

基本原則

- 「動物は命あるもの」であることを認識し、人間と動物が共に生きていける社会を目指す
- 動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱う
- 取り扱う動物に対する適切な給餌・給水、種類・習性等を考慮した飼養環境を確保する

動物の飼い主及び動物販売業者の責任

- 動物の種類や習性等に応じた健康安全の確保、人への危害や迷惑防止等のための適正飼養の責務、みだりな繁殖の防止、感染症の防止、逸走防止措置、動物の終生飼養、動物の所有者の明示、動物販売業者の説明責任等

動物の飼養及び保管等に関するガイドライン

- 家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物の飼養保管等基準の策定

動物取扱業者^{*1}の適正化

- 「第一種動物取扱業者」（営利事業者（ペットショップ、ブリーダー、動物園等）） 都道府県知事等への登録制、遵守すべき基準の制定、動物取扱責任者の選任、改善勧告・命令、登録の拒否・登録の取消しや業務の停止命令
 - 「第一種動物取扱業者」のうち「販売業」：現物確認、対面販売、情報提供の義務
 - 「販売業」のうち「犬猫販売業」：犬猫等販売業者の健康安全計画の策定、獣医師との連携の確保、終生飼養の確保、幼齢の犬猫の販売等の制限、個体の帳簿の備え付け、定期報告届出書等
- 「第二種動物取扱業者」（非営利事業者（動物保護団体等）） 都道府県等への届出制、遵守すべき基準の制定等

*1 動物取扱業の登録対象：哺乳類・鳥類・爬虫類（畜産農業、試験研究等の用途は除く）の取扱業を営む者

動物の愛護及び管理に関する法律の概要②

一 周辺生活環境の保全等

- 多数の動物を飼養し、周辺の生活環境を損なっている者及び虐待を受けるおそれのある事態を生じさせている者への改善勧告、命令

一 特定動物（危険な動物）の飼養規制

- 都道府県知事等の許可、マイクロチップ等による個体識別措置

一 犬及び猫の引取り等

- 犬猫の都道府県知事等による引取り、負傷動物等の収容
- 犬猫の引取りを拒否できる事由の明記、引き取った犬猫の返還、譲渡

一 動物を科学上の利用に供する場合の方法等

- 動物実験の3R（代替措置、使用数削減、苦痛の緩和）への配慮等。できる限り苦痛を与えない方法での処分

一 国や地方公共団体の取組

- 学校・地域・家庭等における教育活動や広報活動を通じた普及啓発、動物愛護週間（9月20日～26日）の行事の実施
- 基本指針（環境大臣）や動物愛護管理推進計画（都道府県知事）の策定
- 動物愛護推進員の委嘱、協議会の組織等

一 罰則

- 愛護動物※2のみだりな殺傷：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- 愛護動物※2の遺棄・虐待：100万円以下の罰金
- 命令違反に対する罰則等

※2 愛護動物：犬・猫・牛等の家畜、占有下にある哺乳類・鳥類・爬虫類

平成24年改正動物愛護管理法の概要について

1. 目的の改正

目的規定に「人と動物の共生する社会の実現」「生活環境の保全上の支障の防止」を追加

2. 所有者等の責務の追加

逸走防止、終生飼養、繁殖制限についての責務を追加

3. 動物取扱業の適正化

(1) 動物取扱業者の規制強化

➢ 現行の「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に変更

1) 犬猫の生後56日以内の販売等の禁止 ※施行後3年間は45日、その後は別に法律で定める日まで49日

2) 犬猫等健康安全計画の策定と所有状況報告

3) 販売が困難となった犬猫等の終生飼養の確保を義務付け

4) 販売時の現物確認、対面販売の義務化 ※インターネット上だけでの取引は不可（哺乳類、鳥類、爬虫類） 等

(2) 第二種動物取扱業の創設

➢ 営利性のない業で飼養施設を有し、一定数以上の動物の取扱いを行う者が対象

※動物愛護団体の譲渡活動や公園展示などが該当

➢ 動物の種類、数、飼養施設の構造、管理方法等について、都道府県知事等へ届出

4. 多頭飼育の適正化

適正でない多頭飼育に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれのある事態が生じていると認められる場合も、都道府県知事による勧告・命令の対象とする規定を追加

5. 犬及び猫の引取り

(1) 都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、動物取扱業者から引取りを求められた場合や引取りを繰り返し求められた場合などは、引取りを拒否することができる規定を追加

(2) 引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定を新設

6. 罰則の強化

愛護動物の殺傷罪を1年以下の懲役100万円以下の罰金から2年以下の懲役200万円以下の罰金に変更する等、罰則を強化

7. 施行日

平成25年9月1日施行

平成24年改正動物愛護管理法の附則に基づく検討事項について

□ 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期について、科学的知見の収集、検討(附則第7条)

趣旨 出生後、一定の日齢に達していない幼齢の犬猫を、親兄弟から引き離すと適切な社会化がなされず、後々、吠え癖や噛み癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まる懸念があるため、引離し日齢の規制が必要。

本則 生後56日(8週)を経過しなければ販売(販売のための引渡し・展示を含む)を禁止

附則(経過措置)

改正法施行後3年間(H25.9.1～H28.8.31) 45日

H28.9.1から別の法律で定める日※まで 49日

※「別の法律で定める日」を検討するためには、科学的知見の充実等が必要。

◆ 犬猫販売業者の業務の実態

◆ マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見のさらなる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着度合い

◆ 犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況

◆ 犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等

以上を勘案し、施行後5年以内に検討し、その結果に基づき、「別に法律で定める日」を速やかに定める

検討状況 C-Barqによる評価解析を行うためサンプル収集中。今後の調査を経て、29年度夏以降に解析結果を取りまとめる予定。

□ 販売される犬猫等へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討(附則第14条)

◆ マイクロチップについて、識別に係る番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備等必要な施策等を講じる。

◆ マイクロチップの装着率の状況等を勘案し、マイクロチップの装着義務化の規制のあり方について、

施行後5年を目途として、装着を義務づけることを検討し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

検討状況 各自治体とのモデル事業を通じて情報収集中。29年度夏以降に検討結果を取りまとめる予定。

□ この法律の施行後5年を目途として新法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずる(附則第15条)

(検討例) 動物取扱業に関する事項(犬猫販売業制度化、現物確認義務化、終生飼養義務、第2種動物取扱業等)

自治体による多頭飼育の届出制度や所有者からの引取り拒否規定の運用状況 等

検討状況 平成29年度に都道府県等の協力を得て施行実態調査を行い、29年度夏以降に検証結果を取りまとめる予定。

【予算要求状況】 動物愛護管理推進費

事業目的・概要等

背景・目的

- ◆動物愛護管理法
 - 平成25年9月に施行された改正法附則において、必要な措置を講じることとされており、調査・検討が必要。
 - 地震等の災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化。
 - 都道府県等の収容施設に引き取られる犬及び猫の数は、平成26年度に約15.1万頭となっており、そのうち約10.1万頭が殺処分されている。
 - 改正法を受けて策定した基本指針に基づき、犬・猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す。

主な事業概要

- 動物適正飼養推進・基盤強化事業【131百万円(102百万円)】
- 動物収容・譲渡対策施設整備費補助事業【119百万円(95百万円)】

期待される効果

- 改正法の附則に係る措置についての調査・検討の推進
- 災害発生時における同行避難の推進及び避難所でのペット受入れに関するトラブルを軽減し、適正飼養を実現
- 都道府県等の収容施設の改善を図ることにより、適正飼養の啓発の場の確保による引取り数の減及び返還・譲渡機会の増大が図られ、殺処分率、殺処分率の減少を図ることができる

事業計画

イメージ

動物適正飼養推進・基盤強化事業

動物愛護管理法附則等に基づく調査・検討等

- 基本指針のフォローアップ調査
- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等

災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化推進事業(新規)

- 飼い主の適正飼養意識の醸成、避難所等におけるペット飼育規定の充実
- モデル事業の実施及び結果評価
- 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂・フォローアップ等



動物収容・譲渡対策施設整備費補助事業

保管施設の新築・改築・改修(増額)

(動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等が必要)

動物収容・譲渡施設の新築、改築改修の事業に対して、補助金を交付

- 交付先: 都道府県、政令市及び中核市
- 補助率: 1/2以内



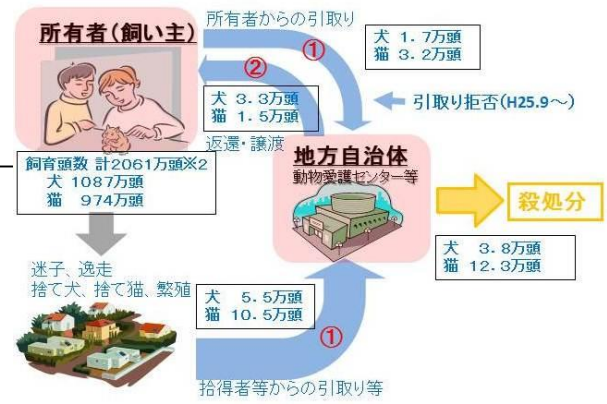
人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト アクションプラン概要①

プロジェクトの目的

命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、**殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを旨とする。**

背景

- 年間21万頭の犬と猫が自治体の保健所や動物愛護センターへ引き取られ、その8割（16万頭）近くが殺処分されていた(平成24年度)。
- 引き取られる犬や猫の由来
 - ・無責任な飼い主によって飼育放棄された犬猫（飼い主責任の欠如）
 - ・迷子、所有者がいない犬猫（野良犬、野良猫の繁殖等）



殺処分をなくすためのポイント

- ・飼い主責任等に関する普及啓発を徹底し、飼い主等の意識向上を図る。
- ・飼い主等からの引取り数を減らす。
- ・引き取った犬猫の飼い主への返還や希望者への譲渡数を増やす。

プロジェクトの役割

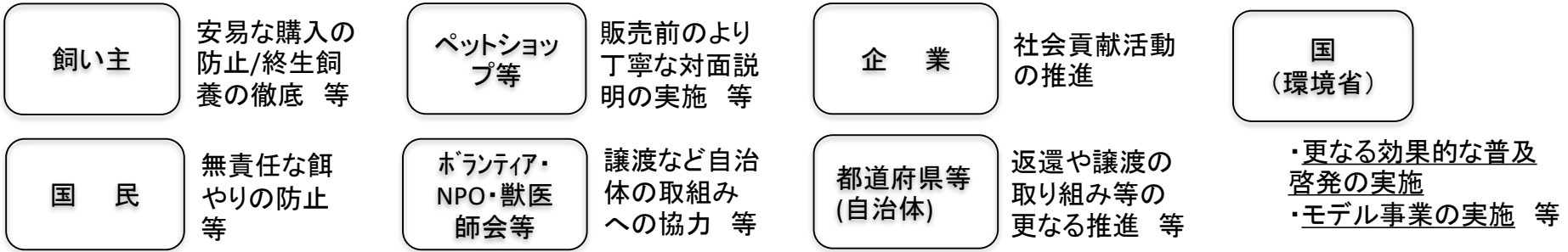
各主体毎のアクション（取り組み）の**強化**、各主体のアクション（取り組み）の**連携**



人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト アクションプラン概要②

殺処分をなくすための各主体のアクション(取り組み)

各主体に求められるアクション(取り組み)



国の具体的なアクション(取り組み)

人と動物が幸せに暮らす社会の実現モデル都市事業

- 地域ごとに各課題を解決するため、自治体を中心となり各主体(関係者)が連携する枠組みをつくる等して、関係者が一体となった取り組みを実施
 - ・モデル事業例) 所有者不明の猫対策/所有明示対策/広域譲渡対策/教育活動 等
- 事例集やガイドラインの作成

モデル事業等の成果の全国への展開により
各主体のアクション(取り組み)をつなげる

更なる効果的な広報、普及啓発の強化

- 映像等の制作、著名人の協力、幅広い関係者との連携等による全国的な広報、普及啓発の展開

飼い主等、各主体の意識の醸成、向上により
各主体のアクション(取り組み)の強化

人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト アクションプラン概要③

平成28年度のモデル事業内容

(16自治体、18テーマ)

事業テーマ	実施自治体
所有者不明の犬猫対策	北海道、岐阜県、静岡県、 <u>山口県</u> 、鹿児島県、長野市
譲渡の推進（広域譲渡等）	北海道、茨城県、徳島県、 <u>愛知県</u> 、福岡市
適正飼養（所有明示対策等）	東京都、神奈川県、徳島県、 <u>川崎市</u> 、 <u>鹿児島市</u>
教育活動	千葉市、八王子市

(注) 下線は平成28年度からの新規実施自治体。

スケジュール

- **平成27,28年度** **モデル事業を実施**するとともに、**ガイドラインの検討**を行う。
 ※平成26年度は、一部を先行して実施
- **平成29年度以降** モデル事業の成果を踏まえ、**ガイドラインを作成し、全国の自治体に配布**する。

プロジェクトの普及啓発



ホームページの設置



ポスターの制作・配布

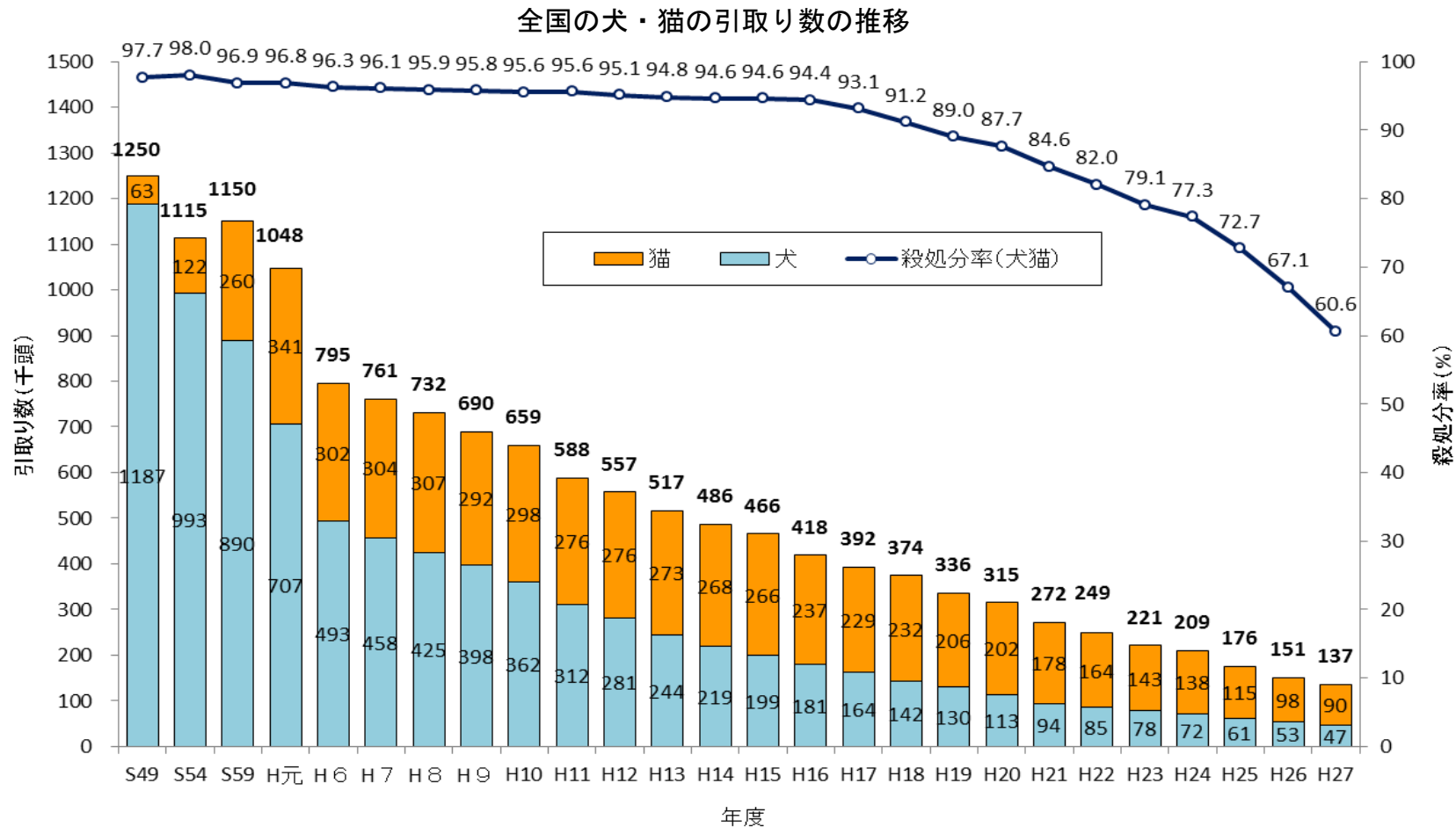


インターネットテレビ（政府広報）

犬・猫の引取り数の推移

「動物愛護管理行政事務提要(平成28年度版速報値)」より

○犬・猫の引取り数は年々減少している。平成27年度では約13.7万頭(犬4.7万頭、猫9.0万頭)である。



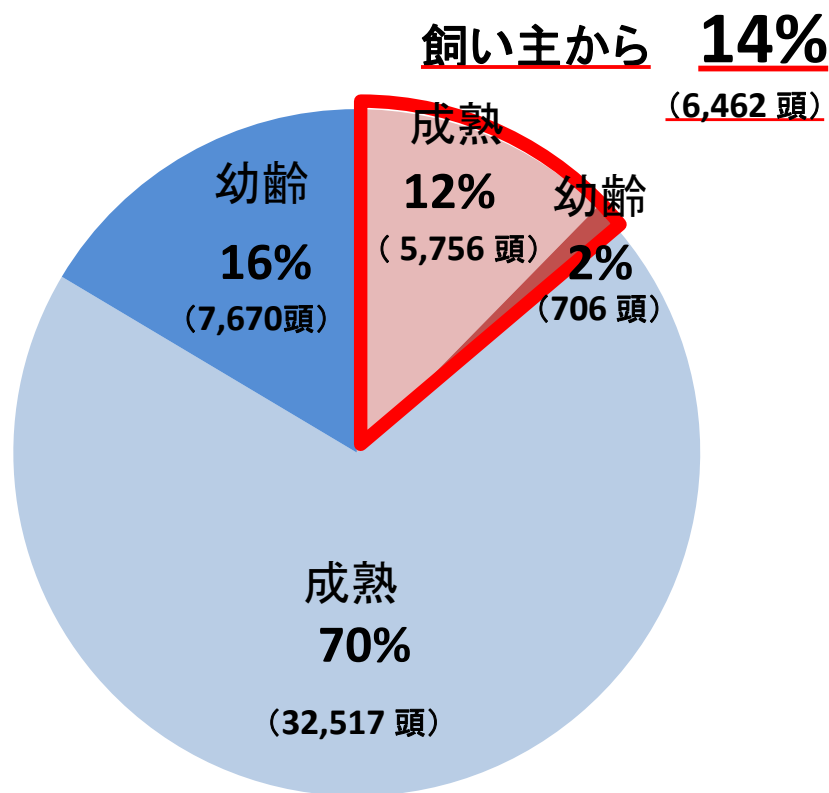
・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

犬・猫の引取り数の内訳

「動物愛護管理行政事務提要(平成28年度版速報値)」より

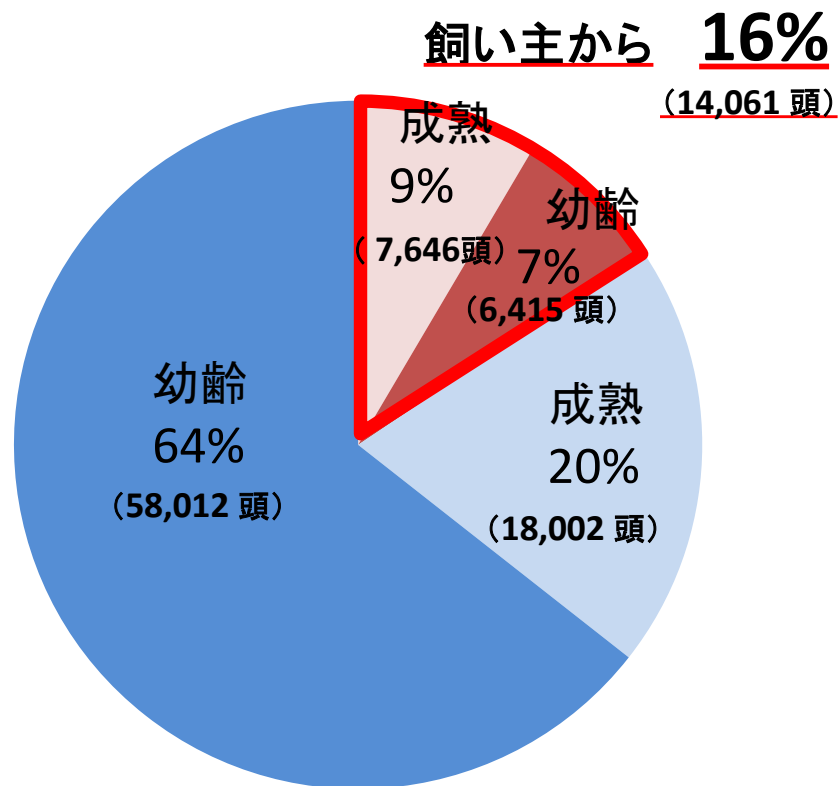
- 引き取られた犬・猫の内訳を見ると、所有者不明の個体が犬猫ともに8割以上を占めている。
- 引取り数と殺処分数を減少させるためには、飼い主に対して飼い犬・猫の逸走防止など適正飼養の徹底を求めるとともに、所有者不明の犬猫の多くを占める、いわゆる野良犬、野良猫対策が重要である。

犬の引取り数内訳



所有者不明 86%
(40,187 頭)

猫の引取り数内訳



所有者不明 84%
(76,014 頭)

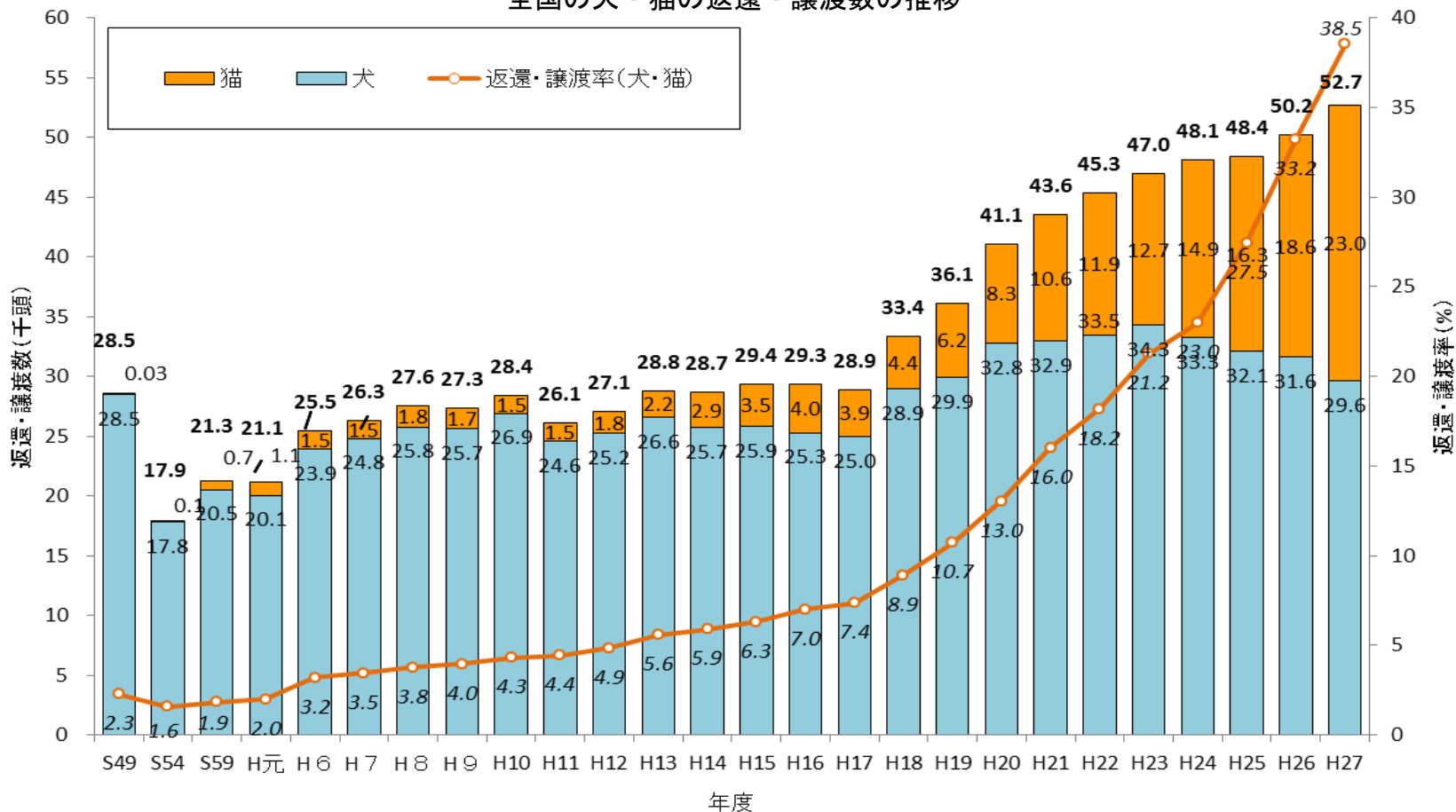
※平成27年度の数値

犬・猫の返還・譲渡数の推移

「動物愛護管理行政事務提要(平成28年度版速報値)」より

- 犬の返還・譲渡数は、平成18年度以降は約3万頭前後で推移。
- 猫の返還・譲渡数は年々増加しており、平成27年度で約2.3万頭。
- 引取り数の減少や返還・譲渡数の増加により返還・譲渡率は年々増加しており、平成27年度で約38.5%である。

全国の犬・猫の返還・譲渡数の推移

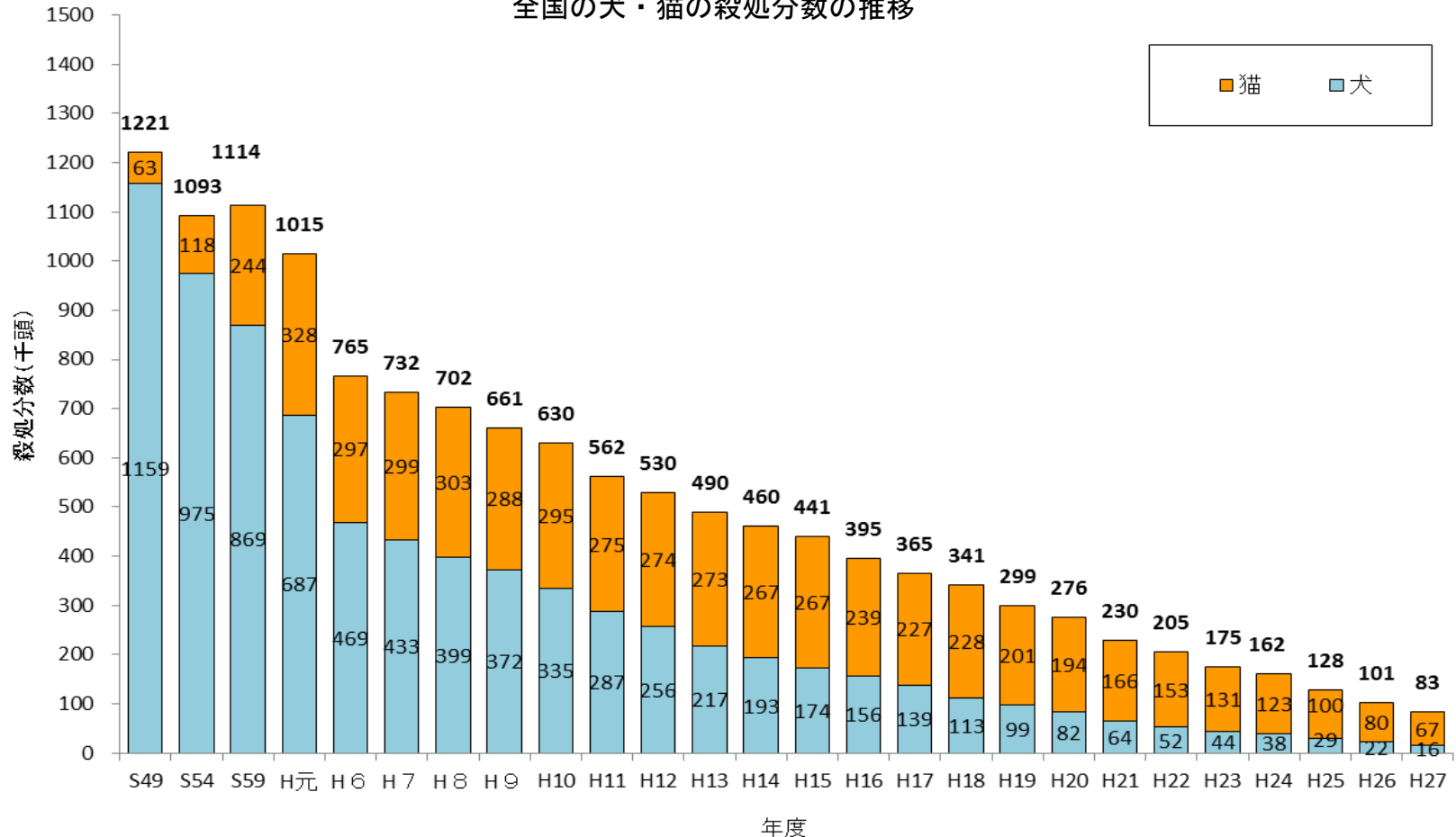


・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

犬・猫の殺処分数の推移 「動物愛護管理行政事務提要(平成28年度版速報値)」より

○引取り数が減少し返還・譲渡数が増加しているため、殺処分数についても年々減少している。
 平成27年度では約8.3万頭（犬1.6万頭、猫6.7万頭）である。
 ○殺処分数には、動物福祉の観点から安楽殺等が必要なもの、収容後に自然死したものが含まれる。

全国の犬・猫の殺処分数の推移



・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

動物愛護管理行政事務提要の殺処分数の分類について(案)

平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	引き取り数	返還数	譲渡数	殺処分数			
				分類①	分類②	分類③	計
犬の処分数	38,290	13,220	16,418	6,009	8,620	1,282	15,911
幼齢個体(内数)	8,376	(85)	(4,780)	(461)	(2,569)	(430)	(3,460)
猫の処分数	25,643	345	22,686	15,141	42,750	9,129	67,020
幼齢個体(内数)	64,354	(88)	(14,580)	(6,699)	(31,543)	(5,756)	(43,998)

<殺処分数の分類>

- ① 譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
動物の殺処分
- ② ①以外の殺処分
- ③ 引取り後の死亡

自治体に引き取られる犬・猫の動き

現状と課題

犬猫を取り巻く現状と課題
～なぜ犬や猫の殺処分がなくなるのか～

全体の引取り数

	13.6万頭
犬	4.7万頭
猫	9.0万頭

所有者(飼い主)



所有者からの引取り

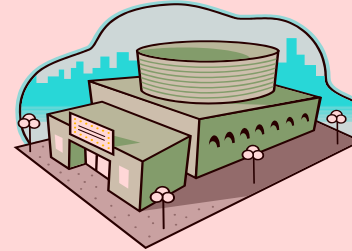
	2.0万頭
犬	0.6万頭
猫	1.4万頭

飼い主に返還

	1.4万頭
犬	1.3万頭
猫	345頭

地方自治体

動物愛護センター等



殺処分

	8.3万頭
犬	1.6万頭
猫	6.7万頭
(うち仔猫が、4.4万頭)	

飼育頭数	計1979万頭※
犬	992万頭
猫	987万頭

新たな飼い主に譲渡

	3.9万頭
犬	1.6万頭
猫	2.3万頭

拾得者等からの引取り等

	11.6万頭 (うち仔犬子猫が6.4万頭)
犬	4.0万頭 (うち仔犬が0.8万頭)
猫	7.6万頭 (うち子猫が5.8万頭)

迷子、逸走、捨て犬・猫、
野良犬・猫や野外での繁殖個体



※ 一般社団法人ペットフード協会調べ
平成27年全国犬猫飼育実態調査より

動物取扱業の現状等

「動物愛護管理行政事務提要(平成28年度版)」より

動物取扱業の種別の登録／届出件数(平成28年4月1日現在)

	総事業 所数	販売			保管	貸出 し	訓練	展示	競り あつ せん 業	譲り受 け飼 養業	計 (のべ 数)
		うち犬猫販売業		うち繁殖 を行う者							
第1種動物 取扱業	42,367	21,104	16,510	12,603	25,103	1,127	4,377	2,999	22	91	54,823
第2種動物 取扱業	678	485	—	—	112	42	23	225	—	—	887

第1種動物取扱業: ペットショップ、ペットサロンなどの営利性のある業、法第10条第1項に基づく都道府県知事等への登録が必要

第2種動物取扱業: 動物保護施設などで営利性がない業で施設を有し、一定頭数以上^{*}の動物を取扱う者。法第24条の2に基づく都道府県知事等への届出が必要。

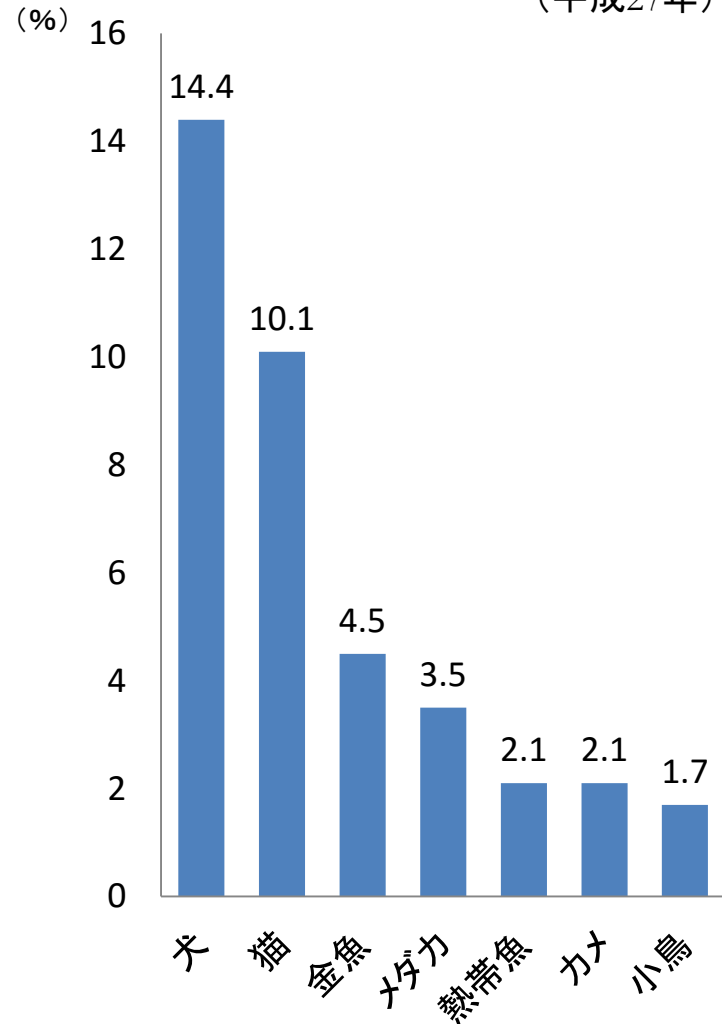
^{*}大型動物(牛、馬、ダチョウ等の哺乳類、鳥類、爬虫類)3頭、中型動物(犬猫等の哺乳類、鳥類、爬虫類)10頭、それ以外50頭

動物取扱業に対する行政による勧告、命令、立入検査件数等(平成27年度)

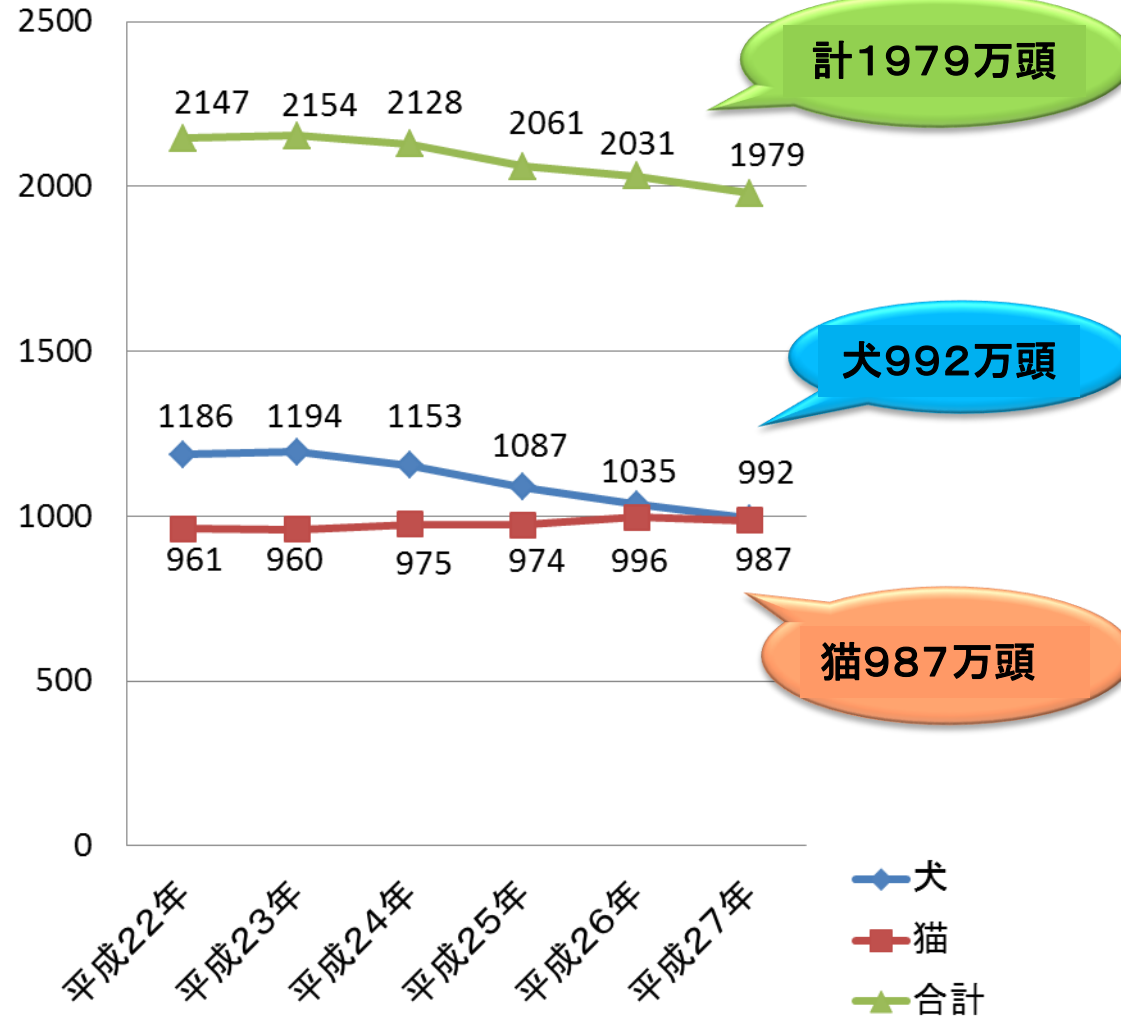
	法第23条 第1項・第 2項に基づ く勧告数	法第23条 第3項に基 づく措置 命令数	法第24条 第1項に基 づく立入 検査件数	法第24条 第1項に基 づく立入 件数(施設 数)	法第19条 に基づく 業務停止 命令数	法第19条 に基づく 登録取消 命令数	告発 (無登録 営業/無 届出業)	告発 (その他)
第1種動物 取扱業	7	1	19,815	16,003	1	0	0	0
第2種動物 取扱業	0	0	419	315	—	—	0	0

ペットの飼養状況

世帯におけるペットの飼養率 (平成27年)



犬猫の飼養頭数の推移(推計)



出典: ペットフード協会・全国犬猫飼育実態調査